

参考になるウェブサイト

ABS相談窓口

国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム

<http://idenshigen.jp>

一般財団法人 バイオインダストリー協会 (JBA)

<https://www.mabs.jp/>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

<https://www.nite.go.jp/nbric/global/index.html>

生物多様性条約

全文 http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

生物多様性条約事務局 <https://www.cbd.int/>

名古屋議定書

全文 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_002805.html

案内 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001940.html

説明書 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000236483.pdf>

ABSクリアリングハウス <https://absch.cbd.int>

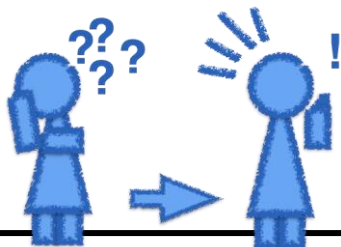
関係省庁

文部科学省 <https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/abs.html>

環境省 <http://abs.env.go.jp/index.html>

農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/s_win_abs.html



国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム



電話番号: 055-981-5831

URL: <http://www.idenshigen.jp>

電子メール: abs@nig.ac.jp

※このリーフレットの内容を詳しく書いた冊子を用意しています。ぜひダウンロードしてご一読下さい。
http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/database/dllist/

5

こんな場合には
注意が必要です！



海外の遺伝資源の持ち出し

海外の生物はその国の財産です。採取した場合はもちろん、購入した場合でも生物を無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



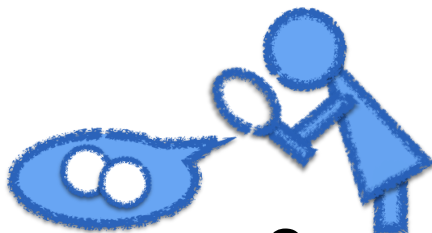
海外の遺伝資源の購入や送付

海外の共同研究者から送付された遺伝資源や、日本で購入した海外由来の遺伝資源もABSへの対応を行った方が良いでしょう。留学生による無断持ち込みにも注意が必要です。



海外での遺伝資源の研究

海外での生物のアクセス(観察も含む)に際しては、提供国からの事前の許可が必要です。不明な点があれば、必ず採取の前にABS学術対策チームにご相談ください。



6

海外由来の生物を研究 する予定がありますか？

ならば、ABSへの対応が必要です。

ABSへの対応を怠ると、あくまでも**最悪の場合**ですが、次のような問題が起こる可能性があります。

- 1) 研究が差し止められる
- 2) 成果が公開できなくなる
- 3) 論文が審査で却下される
- 4) 研究費の申請が受理されなくなる
- 5) 提供国の法令に触れ、逮捕される
- 6) 提供国での遺伝資源の採取が出来なくなる
- 7) 特許の出願ができなくなる

ABSは条約に基づく国際ルールですから、問題が起こってしまうと、研究者個人だけでなく日本の研究者全体を大きなリスクに曝してしまう可能性があります。

研究者にとってとても重要なルールのようなのですが、**そもそもABSとは何なのでしょう？**



1

ABSとは何か？

海外に由来する生物（遺伝資源）を研究する場合、ABSへの対応が必要になります。

ABSは海外遺伝資源を利用する際の国際ルールである「**Access and Benefit-Sharing** (アクセスと利益配分)」の省略から作られた言葉です。これは、

- ・ 海外遺伝資源にアクセス(Access)する場合、その遺伝資源の**提供国の法令・手続きに従う**こと
- ・ 遺伝資源の研究**成果**(Benefit)は利用国と提供国で**適正に配分**(Sharing)すること

を意味します。

ABSへの対応とは、具体的にどうすれば良いのか？

ABSに対応するには、海外遺伝資源にアクセスする**前に**、以下の手順を進める必要があります。

- 1) 提供国の研究者と**共同研究**を開始します。
- 2) 研究機関同士の**共同研究契約**を結びます。(契約書の中には、サンプルの利用、論文発表などについての合意事項(MAT: Mutually Agreed Terms)を記述して下さい)
- 3) 提供国の法令、手続きに従って必要な**許可証**(採取、研究、入域、輸出など必要な許可証)を取得します。
- 4) サンプルを移転する場合は**材料移転同意書**(MTA: Material Transfer Agreement)を交わします。
- 5) 提供国だけではなく、日本の**法令**(検疫、感染症、輸出入など)にも注意して輸出入を行います。

★ 分からないことがあれば、研究機関のABS担当窓口を通して、**ABS学術対策チーム**にご相談下さい。(5ページ参照)

ABS学術対策チームは、研究者の皆様の海外遺伝資源の取得やその研究推進を全力で支援いたします。

生物多様性条約・名古屋議定書とは何か？

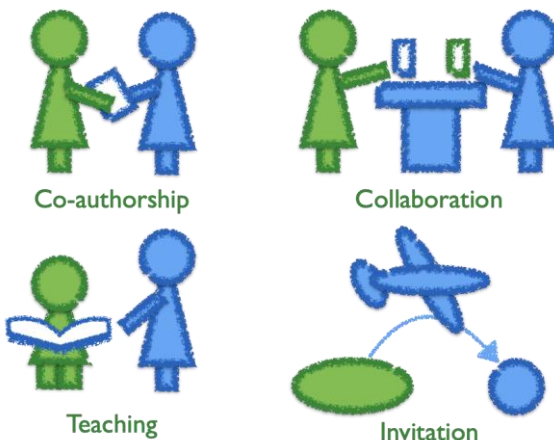
生物多様性条約は地球規模で生態系や生物多様性の保護を目指す国際条約です。この条約の目的は以下の3点です。

1. 生物多様性の保全
2. 生物多様性の持続可能な利用
3. 遺伝資源の利用から生じる利益の衡平な配分

名古屋議定書はABSの実効性を高めるために決められた生物多様性条約の補助条約に相当します。

生物多様性条約・名古屋議定書では、各国の生物はその国が権利を持つ資源とされ、外国人による**アクセス**には政府許可が求められます。また、その研究から生じる**利益**は、利用国と提供国との間で**適正に配分**することとされました。

利用国と提供国で配分すべき「利益」には**金銭的利益**だけではなく、(特に基礎研究においては)**非金銭的な利益**も含まれます。これには共著での論文発表、技術移転、研究者育成、教育の機会の提供などが含まれます。



遺伝資源とは何か？

生物多様性条約では遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の又は潜在的な価値を持つもの」と定義されています。これを簡単に言い換えると「**遺伝資源＝全ての生物** (ウイルス等を含む)」となります。

ABSの対象範囲のサンプル

- ・ **個体や体の一部分**：植物、動物、微生物(ウイルス、ファージ、ウィロイドなどを含む)。生死、乾燥、凍結、粉末など)状態には関わらない。
- ・ **環境サンプル**中の微生物：土壌、沈殿物、水など
- ・ **伝統的知識**：生物そのもの、または生薬の効果など医療・健康に関わる伝統的な知識

注意

- ・ 生物から抽出した**DNA/RNA**は**ABSの対象**です。「精製した核酸は生物ではないからABSの対象外ですね？」と言われる方がおられますが、この認識は誤りです。
- ・ たんぱく質、代謝産物などは**派生物**として扱われます。これらは生物多様性条約、および名古屋議定書では遺伝資源には含まれていませんが、派生物をABSの対象として**国内法**で規制の対象としている国がありますので注意が必要です。

ABSの対象外のサンプル

- ・ **遺伝子配列情報**：配列情報を対象とする国内法を持つ国もあります(インドネシア、マレーシア、ブラジルなど)
- ・ **人工合成されたDNA/RNA**
- ・ **公海**の海洋生物：詳しくは<http://idenshigen.jp>を参照
- ・ **ヒト(人類)**の遺伝資源：なお中国ではヒトもABSの対象となります(人類遺伝資源管理条例(2019年7月1日)施行)(注意：腸内細菌や寄生性・感染性の生物などはABSの対象となります。)
- ・ 生物多様性条約の**非加盟国の遺伝資源**：これらの国にも遺伝資源を保護する法令がありますので対応は必要です
- ・ 生物多様性条約発効(**1993年12月29日**)**以前に入手した遺伝資源**：この日以前に世界的に実験生物として使われていた生物の子孫は対象外ですが、同じ種であっても新規に野生から取得された生物は対象となります。

- 1) パンフレットを両面印刷する(短辺とじを指定する)
- 2) 2,3,4ページの面を上にして、3と4の間を谷折する
- 3) 続いて2と3の間を谷折りし、表紙(1ページ)が上に見える形に折る

